

阿蘇市行政改革大綱〔第2次〕
(素案)

熊本県 阿蘇市

目 次

第 1 基本的な考え方	1
1 趣旨.....	1
2 計画期間.....	1
3 基本方針.....	2
4 行政改革の推進の方策	3
5 行政改革の推進体制	4
第 2 行政改革の推進事項	5
1 行政運営の効率化	6
【推進事項 1】 効率的な行政運営の推進.....	6
(1) 組織内の連携強化	6
(2) 民間委託の推進	6
【推進事項 2】 情報公開と電子自治体の推進.....	7
(1) 情報公開の推進	7
(2) 電子自治体の推進	7
2 財政の健全化	9
【推進事項 3】 財政健全化の推進.....	9
(1) 内部管理経費の節減・合理化	9
(2) 事務事業の再編・整理、廃止・統合	9
(3) 補助金等の適正化	9
(4) 自主財源の確保	10
ア 市税等の収納率の向上と新たな歳入の確保	10
イ 使用料・手数料の適正化	10
(5) 効率的・効果的な施設運営	11
【推進事項 4】 第三セクターの経営健全化.....	11
【推進事項 5】 公営企業の経営健全化.....	11
3 人材育成の推進	13
【推進事項 6】 職員の質の向上.....	13
【推進事項 7】 職場の活性化.....	13
【推進事項 8】 職員の適切な配置と職員数の適正化.....	14
〔参考資料〕	
阿蘇市の財政状況	15
用語集.....	18

第1 基本的な考え方

1 趣旨

本市では、人口の減少、少子高齢化の進行、多様化する行政需要に対応するため、平成19年3月に『阿蘇市行政改革大綱〔第1次〕』を策定し、これまで積極的に行政改革に取り組んできました。

平成29年3月には、阿蘇市行政改革大綱〔第1次〕に基づく取組について、課題や問題点を抽出することを目的として、『阿蘇市行政改革大綱〔第1次〕進捗状況報告書』を公表しましたが、地域の特性や社会情勢の変化、将来の人口動向などを踏まえ、引き続き行政改革を進めていく必要があります。

『阿蘇市行政改革大綱〔第2次〕』は、今後のまちづくりを進めるうえで、様々な分野において策定される各種計画書等の最上位計画となる『第2次阿蘇市総合計画』を円滑に推進するための「行財政運営の指針」と位置づけ、国が地方自治体に求める地方行政サービス改革の要素を踏まえ、本市を取り巻く環境を加味しながら、阿蘇市行政改革大綱〔第1次〕の推進事項を見直しました。

職員一人ひとりが、さらに意欲を持って、市民本位の行政サービスの向上に取り組む、組織として、効率的・効果的な行財政運営システムの確立につながるよう、主要な経営資源を有効に活用し、積極的に行政改革を進めます。

2 計画期間

(1) 計画期間

本大綱の計画期間は、平成29年度から平成32年度までの4年間とします。

(2) 進行管理

行政改革の取組は、行政改革の推進事項ごとに「具体的な取組」を設定し、毎年、その進行を管理し、実効性を高めるものとします。

また、必要に応じて、具体的な取組の内容を見直し、計画期間内の完遂を目指します。

3 基本方針

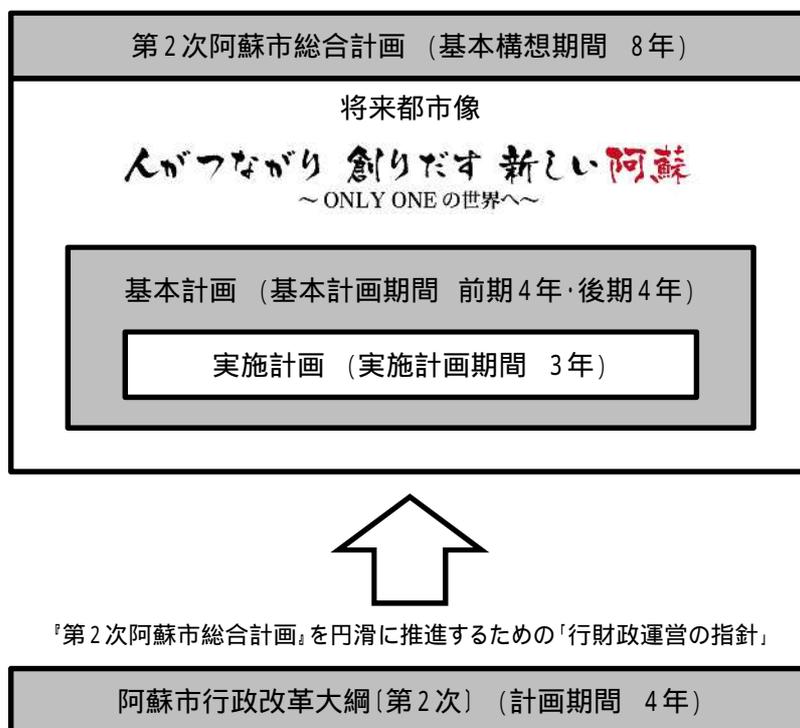
本市が目指す将来像の実現に向けては、誰もが安心して暮らせる生活環境と安定した地域経済が必要です。

そのためには、「今後のまちづくりの基本指針」である『第2次阿蘇市総合計画』に掲げる新たな将来都市像

んがつながら 創りだす 新しい阿蘇
～ ONLY ONE の世界へ～

の実現に向けて、より安定した行財政運営を推進する必要があります。

このことから、『阿蘇市行政改革大綱〔第2次〕』を2次阿蘇市総合計画を円滑に推進するための「行財政運営の指針」とし、より効率的・効果的な行財政運営システムの確立を目指して、積極的に行政改革を進めます。



4 行政改革の推進の方策

行財政運営の指針として、「行政改革」、「財政改革」、「意識改革」の3項目に重点を置き、真に自立できる足腰の強い行財政運営を推進するため、行政改革の推進の方策を次のとおりとします。

(1) 行政運営の効率化〔行政改革〕

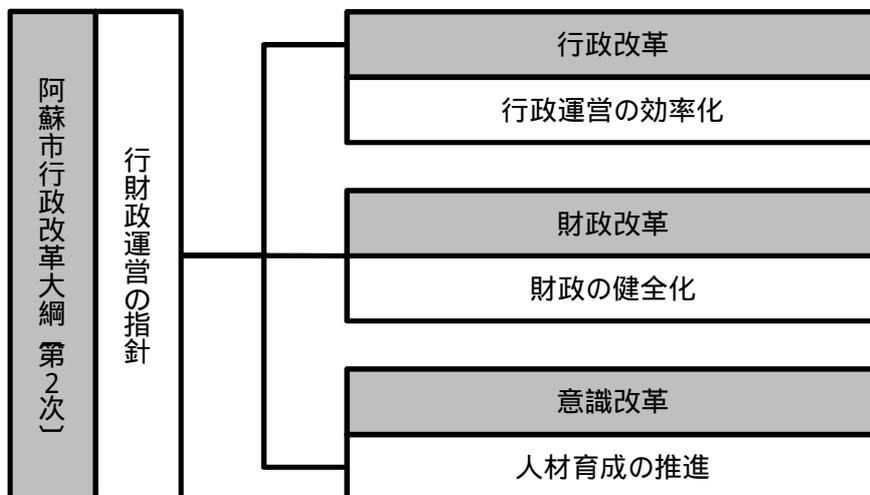
限られた経営資源を最大限に活用し、組織の見直し、民間委託の推進等により、効率的な行政運営に努めるとともに、市民に分かりやすい行政情報の提供を推進します。

(2) 財政の健全化〔財政改革〕

「歳入に見合った歳出」を基本とし、内部管理等経費の節減・合理化、事務事業の再編・整理、廃止・統合など見直しの徹底や新たな歳入の確保に努め、堅実な財政運営を推進します。

(3) 人材育成の推進〔意識改革〕

職員の質の向上を図るとともに、職員の持つ能力と創造性が発揮でき、明確な目標と意欲をもって職務に取り組むことができるよう、職員の意識改革と職場の活性化を図ります。

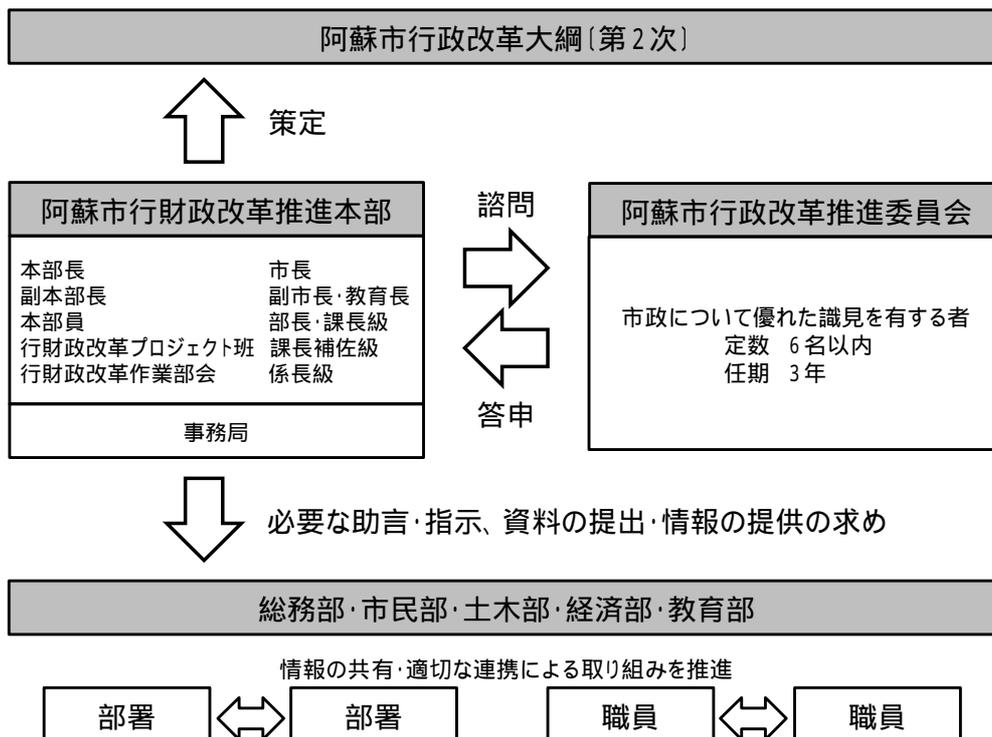


5 行政改革の推進体制

着実に行政改革を進めるため、「阿蘇市行財政改革推進本部」が主体となり、各部署・職員に対して、必要な助言・指示、資料の提出・情報の提供を求めるほか、各部署間・職員間における情報の共有や適切な連携による取組を推進します。阿蘇市行財政改革推進本部には、行財政改革プロジェクト班、行財政改革作業部会を置き、行政改革に関する調査・研究を行います。

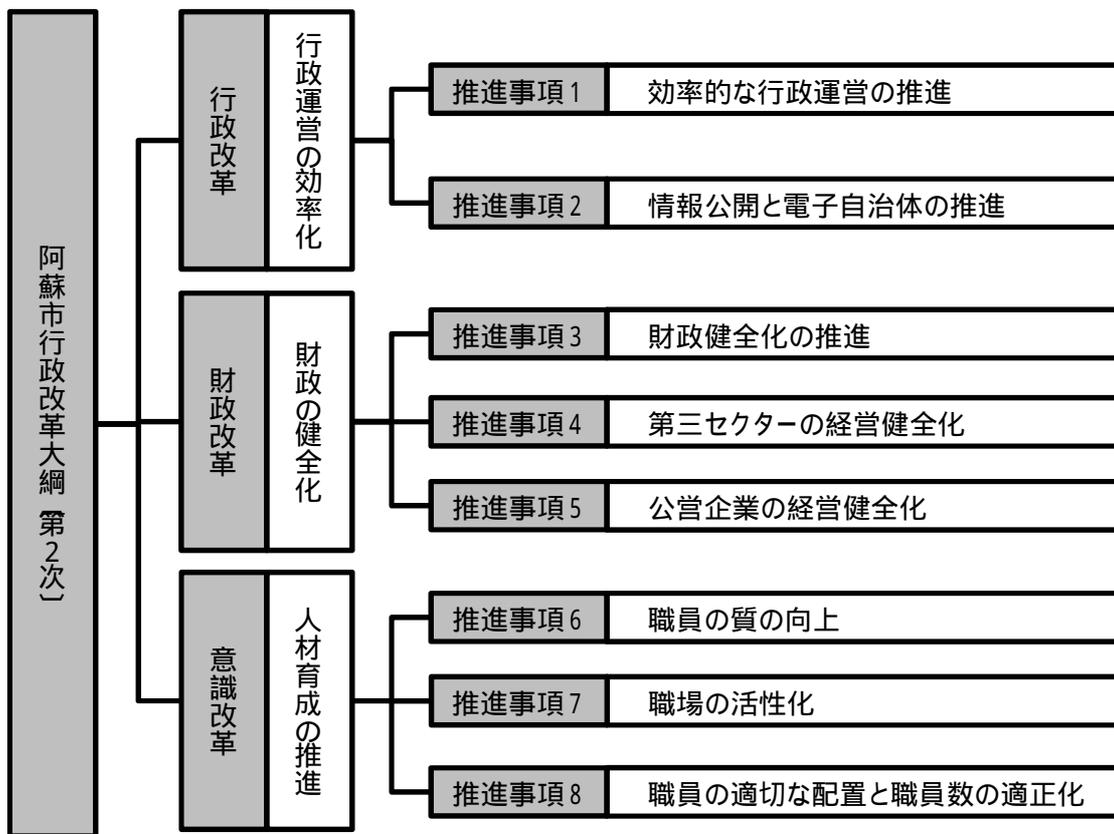
また、「阿蘇市行政改革推進委員会」は、市長の諮問に応じて、行政改革の推進に関する重要事項を調査・審議し、市長に答申します。市長は、これを受けて、適切に外部の意見等を行政改革に反映させます。

このほか、各行政委員会に対して、行政改革に必要な協力を求めるなど、市全体として行政改革を推進します。



第2 行政改革の推進事項

行政改革の推進の方策である「行政運営の効率化」、「財政の健全化」、「人材育成」の推進を積極的に推進するため、行政改革の推進事項として8つを掲げ、具体的な取組内容を定めます。



1 行政運営の効率化

【推進事項1】 効率的な行政運営の推進

行政運営の目標は、「最小の経費で、最大の効果を上げること」であることから、組織内の連携強化、業務フローの見直し、民間委託の推進により行政運営の効率化を図ります。

(1) 組織内の連携強化

部制の導入により、横断的、かつ可及的速やかに行政課題に対応できる体制を整備しましたが、さらに各部署・職員間における情報の共有を図り、社会経済情勢の変化や新たな行政課題に的確に対応できるよう、現行の組織・機構の見直しも含め、組織内の連携を強化します。

【具体的な取組】

- 各部署・職員間における情報共有の徹底
- 組織・機構の見直し

(2) 民間委託の推進

業務全般にわたって、BPR の手法を活用した業務フローの見直しを行い、窓口業務では、ワンストップサービス（総合窓口）や ICT の活用等により、業務の効率化を図ります。

また、国が示す「市町村の適切な管理のもと、市町村の判断に基づき民間事業者の取扱いが可能な窓口業務」について、地域の特性や人口の動向を考慮し、窓口業務における課題や問題点を整理したうえで、市民の理解が得られるよう、計画的に民間委託を推進します。

【具体的な取組】

- 業務フローの見直し
- ワンストップサービス（総合窓口）の推進
- 窓口業務における ICT の活用
- 民間委託の推進

【推進事項2】 情報公開と電子自治体の推進

行政運営においては、市民の協力なしでは目的を達成できないもの、いわゆる「公」と「私」をつなぐ「協働」の領域が拡大しています。

この協働によるまちづくりを推進するためには、行政が市民から信頼を受けていること、市民が市政の情報を的確に得ていることなどが不可欠であることから、一層の情報公開と電子自治体を推進します。

(1) 情報公開の推進

行政の諸活動を市民に分かりやすく伝えるため、情報公開と説明責任の徹底に努め、市政報告会、市長へのご意見箱「ハイ、市長です。」、広報誌「広報あそ」、ホームページ、お知らせ端末（IP 告知端末）、SNS などを活用して、適切に行政情報を公開・提供することで、市民の参画・協働を推進します。

また、ホームページでは、高齢者や障がい者など心身の機能に制約のある人を含め、誰もが容易に情報を入手できるようウェブアクセシビリティの向上に努め、市民が等しく行政情報を享受できるよう配慮します。

【具体的な取組】

- 広報・広聴活動の充実
- ウェブアクセシビリティの向上

(2) 電子自治体の推進

これまで、情報セキュリティの確保に十分留意しながら、インターネットを活用した行政情報の提供、申請・届出などの手続きの電子化を図り、行政システムの簡素化・効率化・高度化を推進してきました。

引き続きマイナンバーカードの普及に努め、「マイナポータル」や「くまもと電子申請窓口『よろず申請本舗』」を活用した電子申請・届出等の利用を促進し、住民サービスの向上に努めます。

また、マイキーを使った地域経済応援ポイントの導入など新たな住民サービスの創出に積極的に取り組み、電子自治体を推進します。

【具体的な取組】

- マイナンバーカードの普及促進
- 電子申請・届出等の利用促進
- マイキーを利用した新たな住民サービスの創出

行政運営の効率化	【推進事項1】 効率的な行政運営の推進
	各部署・職員間における情報共有の徹底 組織・機構の見直し 業務フローの見直し ワンストップサービス(総合窓口)の推進 窓口業務におけるICTの活用 民間委託の推進 広報・広聴活動の充実 ウェブアクセシビリティの向上 マイナンバーカードの普及促進 電子申請・届出等の利用促進 マイキーを利用した新たな住民サービスの創出
	【推進事項2】 情報公開と電子自治体の推進
	職員の自主的な業務改善への取組の推進 職員の健康管理・メンタルヘルス等の健康づくりの充実

2 財政の健全化

【推進事項3】 財政健全化の推進

社会経済の動向等を的確に見極めながら、限られた財源の中で効率的、かつ効果的に事務事業を進めるため、内部管理等経費の節減・合理化、事務事業の再編・整理、廃止・統合など見直しの徹底、補助金等の適正化、自主財源の確保等により財政の健全化を図ります。

(1) 内部管理等経費の節減・合理化

合併特例債発行期限（平成 31 年度）を迎えるとともに、普通交付税の合併算定替も終了することから、内部管理等経費の節減・合理化に努め、持続可能な財政基盤の構築を推進します。

【具体的な取組】

■ 内部管理等経費の節減・合理化

(2) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

事務事業について、所期の目的を達成したものや成果を見出せないものを見極め、行政と市民の責任分野を改めて整理し、行政関与の必要性、受益と負担の公平性の確保等を考慮したうえで、事務事業の再編・整理、廃止・統合など見直しを徹底します。

また、今後のまちづくりを進めるうえで、様々な分野において各種計画書等が策定されていますが、PDCA サイクル を計画の進行管理の手法として活用し、目標に対する達成状況の検証と改善を行い、事務事業の選択と集中を図ることで、事務事業の効率化を図ります。

【具体的な取組】

■ 事務事業の棚卸し

■ 事務事業の再編・整理、廃止・統合

(3) 補助金等の適正化

本市が単独で交付する補助金等については、交付を受ける団体の運営や活動の内容、交付する目的や趣旨を明確にし、費用対効果や継続性などを検証したうえで、これまでの経緯にとらわれることなく、補助金等の縮

小・削減に努めます。

また、補助金等の交付を受ける団体の経営状況等を的確に把握し、「運営費補助から事業費補助への転換」を図るため、明確な交付基準の策定を行い、補助金等の適正化を図ります。

【具体的な取組】

■ 補助金等の明確な交付基準の策定

(4) 自主財源の確保

ア 市税等の収納率の向上と新たな歳入の確保

市税等については、「負担の公平性の確保」といった観点から、市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、住宅使用料、保育料、学校給食費等の収納率向上のため、滞納整理の強化を図るとともに、口座振替の利用を促進し、納付機会の拡大を図るためコンビニ収納や電子納付の導入を進めます。

また、ふるさと納税を活用して、農産物や加工品の積極的な宣伝を行うなどの新たな戦略を展開し、本市の基幹産業である農業と観光の活性化と新たな歳入の確保を推進します。

【具体的な取組】

- 口座振替の利用促進
- コンビニ収納・電子納付の推進
- ふるさと納税による新たな歳入の確保

イ 使用料・手数料の適正化

使用料・手数料については、「受益者負担の原則」の下に、原価計算や類似施設等との比較を行い、適正な水準へ改定するための明確な算定方法を策定し、使用料・手数料の適正化を図ります。

また、使用料・手数料の減免措置を行っているものについては、維持管理といった観点などから、その必要性等について、見直しを行います。

【具体的な取組】

- 使用料・手数料の明確な算定方法の策定
- 減免措置の見直し

(5) 効率的・効果的な施設運営

公の施設 については、指定管理者制度 を既に導入した施設も含め、管理等のあり方について検証し、より効果的・効率的な運営に努め、市民サービスの向上を図ります。

その他の施設では、地域の社会体育や社会教育活動等に利用され、住民の交流を深めるなど「地域コミュニティの場」として活用されていますが、施設の維持更新・集約化への PFI や公設民営（DBO）方式 の導入、公共施設等運営権制度 の導入などを検討し、市有財産を有効に活用します。

また、老朽化した公共インフラの維持補修費の肥大化が予想されることから、『阿蘇市公共施設等総合管理計画（個別計画）』を策定し、公共施設の集約複合化、転用、除却及び売却を検討し、効率的、かつ効果的な施設運営に努めます。

【具体的な取組】

- 阿蘇市公共施設等総合管理計画に基づく個別計画の策定
- 遊休市有地の売却

【推進事項4】 第三セクターの経営健全化

第三セクター の位置づけは、経済的な効果と公共の福祉とに大きく分けられます。その必要性としては、雇用の場の創出や安価で安定したサービスの提供、地域活性化の拠点など幅広く地域に貢献しているところです。

これまで、「阿蘇市第三セクター経営検討委員会」の答申に基づき、第三セクターの民営化等を進めてきました。今後も、第三セクターの経営状況等を的確に把握し、財政的リスクを踏まえたうえで、経営の健全化を図ります。

【具体的な取組】

- 第三セクターの経営健全化

【推進事項5】 公営企業の経営健全化

公営企業については、それぞれの事業に見合うアセットマネジメント（資産管理）の手法を取り入れ、中長期的な視点による経営を基本とした経営基盤強化等の取組を推進します。

また、事業継続計画（BCP）や災害対応マニュアルの整備・見直しを進め、災害発生時に備えた取組を推進します。

【具体的な取組】

- 病院事業の経営健全化
- 水道事業の経営健全化
- 下水道事業の経営健全化
- 阿蘇山観光事業の経営健全化

財政 の 健全化	【推進事項3】 財政健全化の推進
	内部管理等経費の節減・合理化 事務事業の棚卸し 事務事業の再編・整理、廃止・統合 補助金等の明確な交付基準の策定 口座振替の利用促進 コンビニ収納・電子納付の推進 ふるさと納税による新たな歳入の確保 使用料・手数料の明確な算定方法の策定 減免措置の見直し 阿蘇市公共施設等総合管理計画に基づく個別計画の策定 遊休市有地の売却
	【推進事項4】 第三セクターの経営健全化
	第三セクターの経営健全化
	【推進事項5】 公営企業の経営健全化
病院事業の経営健全化 水道事業の経営健全化 下水道事業の経営健全化 阿蘇山観光事業の経営健全化	

3 人材育成の推進

【推進事項6】 職員の質の向上

職員一人ひとりが、地域との「つながり」を大切にし、市民の声や地域の実情を市政に反映できる「行政のプロ」として、自覚と責任を持ち、挑戦し続けることで、職員の持つ可能性や能力が最大限に引き出され、市民本位の行政サービスの提供が可能となります。

このことから、『阿蘇市人材育成基本方針』に基づき、職員の能力開発を効果的に推進し、職員の質の向上を図ります。

人事評価制度では、「職員の能力育成・組織力強化による行政サービスの向上」を重視し、客観性と公平性を確保した運用に努めるとともに、職員が、自分自身を振り返ることが重要であることから、「気づき」の機会を与えられるものとします。

【具体的な取組】

- 多様な職員研修の実施
- 客観性・公平性を確保した人事評価制度の運用

【推進事項7】 職場の活性化

職員一人ひとりが、自主性と創造性を発揮し、「小さなことから、自ら動いて成果を出す」といったスモールステップ法の手法を活用し、少しずつ身近なところから業務の改善を実践することで、無理なく続けることができ、続けることで習慣化され、職場全体の業務効率が一層促進されます。

国においては、『女性活躍加速のための重点方針 2016』の中で、女性活躍の視点に立った制度等の整備が必要であるとして、「旧姓の通称としての使用の拡大」が掲げられています。本市においても、職員が旧姓使用しやすくなるような職場の環境づくりを進め、性別や職種を問わず、健康でゆとりを持って業務に取り組み、やりがいのある働きやすい職場環境づくりを推進します。

【具体的な取組】

- 職員の自主的な業務改善への取組の推進
- 職員の健康管理・メンタルヘルス等の健康づくりの充実

【推進事項8】 職員の適切な配置と職員数の適正化

事務事業の棚卸し、業務フローの見直しなどを行い、真に必要な業務を見極めたうえで、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した適切な配置と職員数の適正化に努めます。

【具体的な取組】

- 職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した適切な配置
- 職員数の適正化

人材育成の推進	【推進事項6】 職員の質の向上
	多様な職員研修の実施 客観性・公平性を確保した人事評価制度の運用
	【推進事項7】 職場の活性化
	職員の自主的な業務改善への取組の推進 職員の健康管理・メンタルヘルス等の健康づくりの充実
	【推進事項8】 職員の適切な配置と職員数の適正化
	職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した適切な配置 職員数の適正化

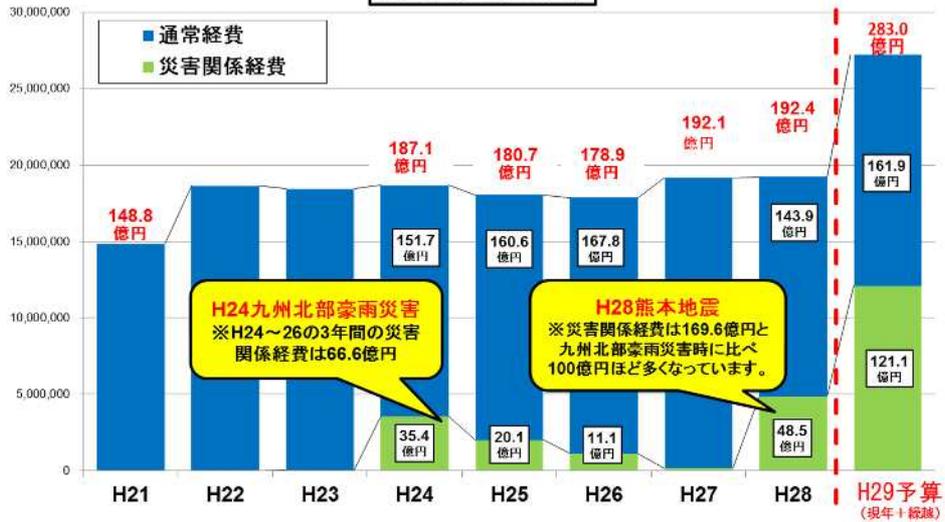
[参考資料]

阿蘇市の財政状況

「平成29年度阿蘇市市政報告会」配布資料

①歳出決算額

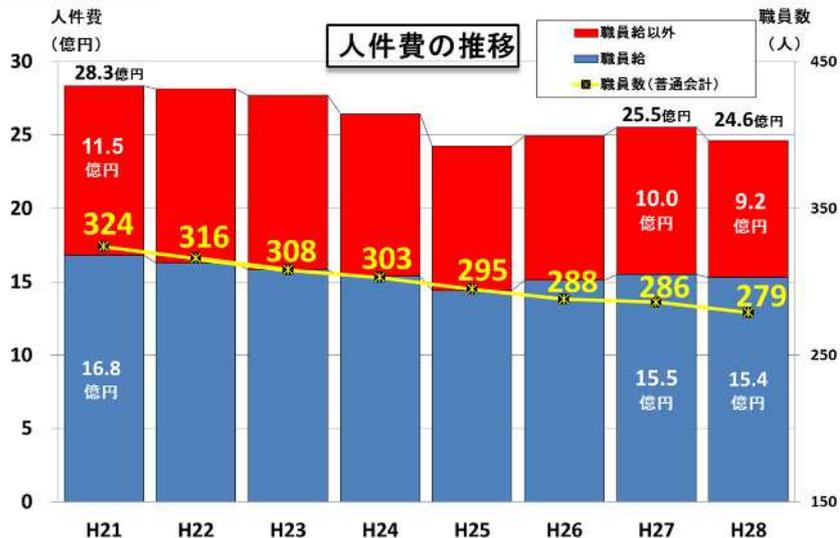
歳出決算額の推移



歳出決算額について、平成28年度は熊本地震災害復旧関連事業等により過去最高額となりました。熊本地震の災害関係経費は、平成28～29年度で169億6千万円となる見込みで、九州北部豪雨災害時(平成24～26年度)に比べ100億円ほど多くなります。平成29年度の決算額も災害復旧費等が多額になり、大幅な増加が予想されます。今後も、安心安全な生活の確保に向けて早急な復旧・復興に取り組んでいきます。

②人件費

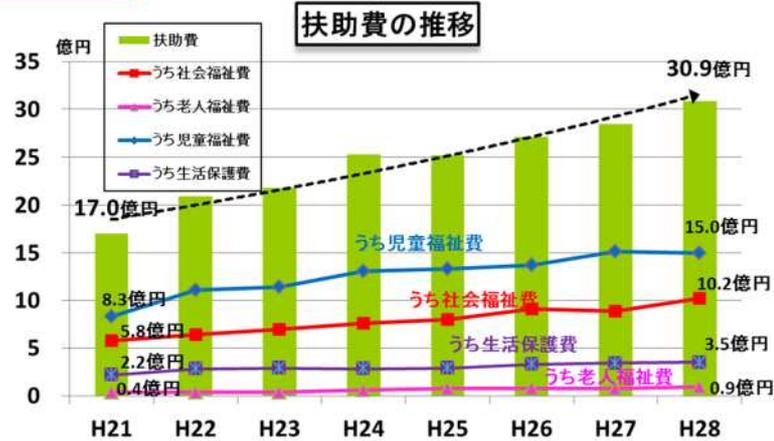
人件費の推移



人件費については、平成28年度決算では約24億6千万円と、合併当時から約6億円の減となっています。職員数についても、「定員適正化計画」に基づき、95人の人員を削減しています。

今後も、社会保障関連経費等の負担増が予想されることから、事務事業の改善と効率化を進め、人件費抑制に取り組みます。

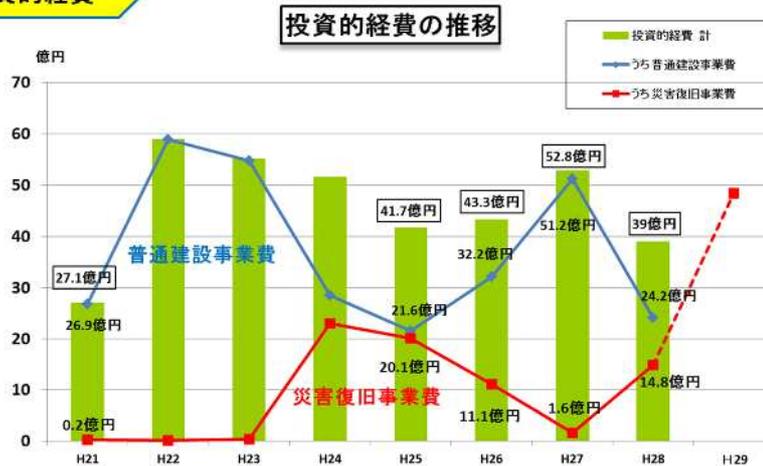
③ 扶助費



扶助費とは、いわゆる社会保障経費であり、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者などに対して国や自治体が支援する福祉の根幹をなす経費のことです。国・県の制度によるものと、育児手当、乳幼児・小中学生に対する医療費助成など阿蘇市独自の制度も含まれます。

平成28年度は、熊本地震による災害救助費や災害弔慰金、災害見舞金などが増加し、30億円を突破しています。

④ 投資的経費

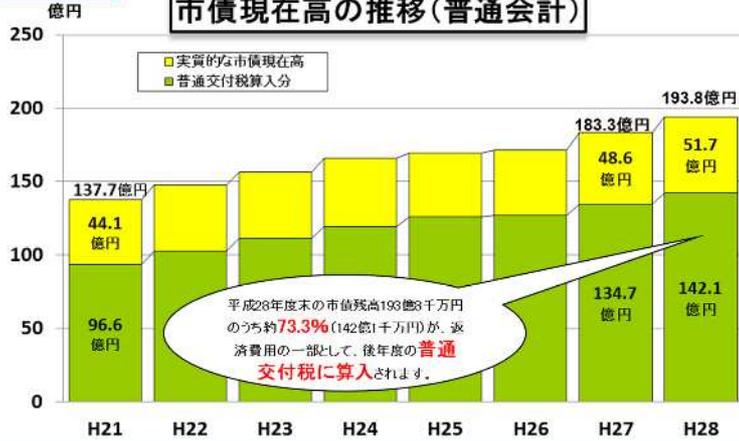


投資的経費とは、道路、学校、公営住宅等の建設等その支出の効果が資本形成に向けられ、将来に残るものに支出される経費で、普通建設事業費と災害復旧事業費に分けられます。

平成24年九州北部豪雨や平成28年熊本地震時は、災害復旧対応が中心となるため、普通建設事業費が減少し、災害復旧事業費が増加しています。熊本地震の災害復旧費の多くは平成29年度へ繰り越していますので、平成29年度も増加が見込まれます。

⑤市債現在高

市債現在高の推移(普通会計)

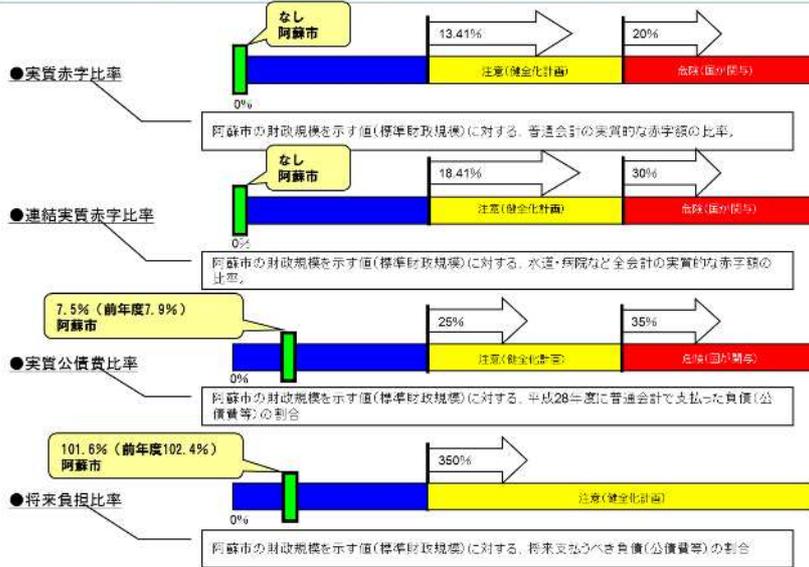


市債とは、普通建設事業や災害復旧事業を実施するうえで、国庫の補助金及び市の一般財源以外に金融機関等から借り入れる借金のことです。

平成28年度末の普通会計の市債残高は193億8千万円で、熊本地震による災害復旧事業債の発行により前年度末より約10億円増加しています。市債残高の73.3%は、普通交付税により後年度算入されます。今後も熊本地震に伴う災害復旧事業債の発行により、市債残高の大幅な増加が見込まれますが、借入にあたっては中長期的な財政状況を十分に踏まえ、財政健全化に努めていきます。

健全化判断比率の状況

平成19年度の決算から、国の法律で、全ての地方公共団体が、財政健全性を表す4つの指標を公表することになりました。基準比率を大きく超えるような危険な状態の場合、国が直接関与し、厳しい対策がなされます。平成28年度決算に基づく、阿蘇市の健全化判断比率については、基準比率を超えるものではありません。



[参考資料]

用語集

頁	用語	説明
1	第2次阿蘇市総合計画	今後のまちづくりの基本方針として、どのようなまちを創造していくのか、その方向性を示す「まちづくりの基本計画」であり、様々な分野で策定される各種計画書等の最上位計画となるもの。 計画期間は、平成29年度から平成36年度までで、前期4年間（平成29年度～平成32年度）、後期4年間（平成33年度～平成36年度）。
6	BPR	Business Process Re-engineering の略。 業務プロセスそのものに無駄があるとして、そのプロセスを抜本的に設計し直すこと。
6	ICT	Information Communication Technology の略。 IT技術に、情報や知識の共有などコミュニケーションの要素を加えた語。
7	SNS	Social Networking Service の略。 社会的ネットワークを構築できるサービスやウェブサイトのこと。
7	ウェブアクセシビリティ	高齢者や障がい者など心身の機能に制約のある方でも、年齢的・身体的条件に関わらず、提供されている情報にアクセスし利用できること。
7	マイナンバーカード	社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）で、本人の申請により交付されるカードのこと。 氏名・住所・生年月日・性別・顔写真・個人番号（マイナンバー）などが表示され、本人確認の際の公的な身分証明書として利用できる。
7	マイナポータル	政府が運営するオンラインサービスで、子育てに関する行政手続きがワンストップでできたり、行政からのお知らせが自動的に届いたりする。
7	くまもと電子申請窓口「よろず申請本舗」	熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会が運営する電子申請システムのこと。
7	マイキー	マイナンバーカードのICチップの空きスペースと公的個人認証の部分で、国や地方公共団体といった公的機関だけでなく、民間でも活用できるもの。
7	地域経済応援ポイント	マイナンバーカードを活用して民間事業者（クレジット会社、航空会社等）のポイントやマイルを自治体のポイントとして交換、合算し、地域の商店街での商品購入、公共施設の利用料、オンラインでの物産の購入等に利用できる。
7	電子自治体	行政の事務や行政と地域住民との間の情報のやりとりを電子化しようとすること。 インターネットなどを利用した行政と住民との情報交換、各種申請など手続きの電子化、本庁舎と公共施設を情報ネットワークで結ぶことなどがあげられる。

頁	用語	説明
9	PDCA サイクル	業務管理手法の一つ。 計画（Plan）を立て、計画に基づき実行（Do）し、実行した業務を評価（Check）し、改善（Action）が必要な部分を検討し、次の計画に役立てる。
10	ふるさと納税	地方自治体への寄付を通じて地域に貢献できる制度で、居住地のほかに応援したい自治体に寄附できるもの。
11	公の施設	住民福祉の増進を目的とし、住民の利用に供する地方公共団体が設ける施設で、図書館や公民館などをいう。
11	PFI	Private Finance Initiative の略。 PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）の手法の一つで、公共施設の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的、かつ効果的な行政サービスの提供を図ること。
11	公設民営（DBO）方式	PFI に類似した事業方式の一つで、公共が資金調達を負担し、設計・建設・運営を民間に委託する方式のこと。
11	公共施設等運営権制度	利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する制度のこと。
11	公共施設等総合管理計画	総務省の「公共施設等の総合的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）」の策定要請に基づき、作成する計画。 公共施設を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析を行うとともに、その見通しを踏まえ、公共施設等の総合的、かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めることを目的としている。 また、「阿蘇市公共施設等総合管理計画（個別計画）」とは、公共施設等総合管理計画に基づき、策定する施設ごとの具体的な方向性を示す計画をいう。
11	第三セクター	国や地方公共団体と民間の共同出資による事業体。本来、国や地方公共団体が行うべき業務を、民間の資金と能力を導入して共同で行おうとするもの。
11	阿蘇市第三セクター経営検討委員会	本市における第三セクターの経営状況等の評価と存廃を含めた抜本的な経営改革策の検討を行うための委員会をいう。
11	アセットマネジメント（資産管理）	広義としては、資産を実際の所有者に代わって管理・運用すること。
12	業務継続計画（BCP）	Business Continuity Planning の略。 行政が被災し、人・物・情報等利用できる資源に制約がある状況において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対应手順、継続に必要な資源の確保等を予め定める計画のこと。

頁	用語	説明
13	阿蘇市人材育成基本方針	長期的かつ総合的な視点から、本市の目指すべき職員像、組織の理念、人事諸制度の改革の方向性等を示した方針のこと。
13	スモールステップ法	最初から高い目標を掲げるのではなく、目標を細分化し、小さな目標を達成する体験を積み重ねながら、最終目的に近づけていくこと。
13	女性活躍加速のための重点方針 2016	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律や第4次男女共同参画基本計画で定めた制度的枠組みや施策体系に基づき、女性活躍の加速に向け、今後重点的に取り組むべき事項について国が取りまとめたもの。

阿蘇市行政改革大綱〔第2次〕

平成29年 月発行

〔お問い合わせ先〕

阿蘇市行財政改革推進本部

事務局 総務部総務課

〒869-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 504-1

電話 0967-22-3111(平日 8:30～17:30)

阿蘇市ホームページ

URL <http://www.city.aso.kumamoto.jp/>